

# お知らせ

平成10年2月

成長科学協会の適応判定委員会は、主治医の申請に応じて成長ホルモンの治療適応に対して専門医の立場からsecond opinionを供給するという立場で、治療適応判定作業をおこなってきました。全国の成長ホルモン治療を行う医師の90%以上に、適応判定事業に協力していただいております。成長ホルモンの乱用防止に役立っていると考えております。また、成長科学協会は、より適切な成長ホルモン治療の確立をめざして、長期的な有効性・安全性のデータを蓄積し解析を続けています。

成長科学協会の適応判定基準は、厚生省特定疾患間脳下垂体機能障害調査研究班の「成長ホルモン分泌不全性低身長症 診断の手引き」に準じており、「手引き」の改訂に伴って常に改訂を重ねております。

平成9年12月に厚生省児童家庭局母子保健課より、各都道府県等では小児慢性特定疾患対策協議会を組織し、成長ホルモン治療における小児慢性特定疾患事業の対象者を審査するようという通知が出されました。しかし、その審査基準は厚生省特定疾患間脳下垂体機能障害調査研究班の「診断の手引き」の基準よりも厳しいものとなっております。母子保健課は、今回の見直しは小児慢性特定疾患の治療研究事業の見直しであって、健康保険の取り扱いを変更するものではないと明言しております。したがって成長科学協会は、成長ホルモンの乱用防止のための適応判定と成長ホルモン治療の長期的な有効性・安全性の確立のためのデータ解析はこれからも必要であるとの認識より、適応判定作業は継続することにしましたので、今まで通りよろしくご協力下さいますようお願いいたします。

厚生省母子保健課の審査基準に基づいて公費負担対象者を選定する場合、地域による差をなくし、公平な具体的判断が行えるような統一的判定基準が肝要と考えられます。

成長科学協会では、従来通りの治療適応判定に併せて、先生方の日常診療および小児慢性特定疾患協議会が地域差のない公正な基準で公費負担の判断が行えるように、支援させていただければと計画を進めております。例えば、平成10年2月以降適応判定書には、成長ホルモン頂値の補正值、成長率、身長SDスコア値などのデータを添付いたします。

母子保健課からも、小児慢性特定疾患対策協議会における医療意見書と成長科学協会の申請書・成績報告書は記載内容がほぼ同じであるので、協会の申請書・成績報告書のコピーを医療意見書に代わるものとして使用することは差し支えないという見解を得ております。各都道府県等の協議会も、当協会の申請書・成績報告書のコピーおよび適応判定書の添付データを利用することにより、審査の適正化・公正化および効率化に役立つものと考えられます。

以上述べた方針の基に、成長科学協会は、先生方のご協力を得て、今後とも小児慢性特定疾患対策協議会の作業に協力していく所存でありますので、よろしくお願いいたします。